



各市長・町長様、教育長様、そして議員の皆様におかれましては、日頃より地域の教育行政にご尽力いただき、住民として御礼申し上げます。

私たちの「滋賀の図書館を考える会」は、昨春、県内の図書館利用者有志によって発足致しました。滋賀県内の図書館が30数年来めざしてきた「市民の図書館」としての方向性—図書館による市民の自立とそれによる図書館の発展—を住民として支持し、応援することを目的としています。

ご存知のように滋賀県は1980年、日本の図書館史に大きな足跡を残された前川恒雄さんを県立図書館長として招聘して以来、図書館先進県として全国に知られるようになりました。それは各自治体図書館に対する県立図書館の全面的なバックアップと、各図書館間の緊密な連携による「住民重視」のサービスシステムの確立によって実現したものです。

また各地域の図書館と住民、図書館を介した住民同士の友好的な関係も、現在まで全県規模で継続しています。行政・教委の皆様と図書館職員の皆様の長年にわたる努力に対して、心から感謝申し上げます。

さらに近年は指定管理者制度やカウンター業務の委託など、公立図書館の根幹を揺るがす変化が各地で起こっていますが、滋賀県内には導入館は一館もありません。このこともまた、滋賀の図書館が全国から注目され、高い評価を得ている大きな要素となっています。

さて当会では、昨年末、前記の前川恒雄さんをお招きして講演会を開催致しました。最近のメディアには、集客施設のような図書館や、民営化された図書館の目立つ事例などが登場しますが、前川さんのお話を聴いて、滋賀の図書館がめざし努力してきたことは、今後も、日本の図書館のめざす方向性の根底にあるべきと再確認致しました。

私たちは長年滋賀の図書館に支えられ、良い図書館があることによって滋賀の住民であることを幸せに思ってきました。この講演会をふまえて、あらためて県内全自治体の首長様、教育長様、議員の皆様、滋賀県民として以下のことをお願い申

し上げます。

- 1 指定管理者制度を導入しないでください。一館でも導入すれば、全国に知られる実績と評価を支えてきた全県ネットワークを崩すことになり、住民サービスの低下を招きます。
- 2 安易な業務委託を行わないでください。特に貸出・返却業務は単純業務と誤解されがちですが、レファレンス等、他の業務と一体となって図書館員の専門性を高め、図書館の骨格をつくっていく大事な仕事です。

以上をご理解いただき、引き続き滋賀の図書館の発展にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

2015年2月3日

滋賀の図書館を考える会

連絡先 〒525-0052 草津市西矢倉 3-24-12

早田リツ子



520-3089

栗東市安養寺丁目13-13  
栗東市議会議長様